

## 児童扶養手当法施行規則

(昭和三十六年十二月七日)

(厚生省令第五十一号)

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第二十八条及び第三十三条の規定に基づき、児童扶養手当法施行規則を次のように定める。

### 児童扶養手当法施行規則

第三条 手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)は、法第八条第三項の規定による手当の額の改定を行うべき事由が生じたときは、速やかに、児童扶養手当額改定届(様式第五号)を手当の支給機関に提出しなければならない。

(昭四七厚令四九・昭六〇厚令三三・平一三厚労令二二〇・一部改正)  
(支給停止に関する届出)

第三条の二 受給者は、法第九条第一項、第十条又は第十一条の規定により手当の全部又は一部の支給を受けないこととなる事由が生じたときは、十四日以内に、児童扶養手当支給停止関係届(様式第五号の二)を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第八号に掲げる書類その他の当該事由を明らかにすることができる書類を添えなければならない。

2 受給者は、法第九条第一項の規定により手当の一部を受けないこととなつている事由が消滅したときは、十四日以内に、児童扶養手当支給停止関係届を手当の支給機関に提出しなければならない。この場合においては、第一条第五号に掲げる書類その他の当該事由が消滅したことを明らかにすることができる書類を添えなければならない。

3 受給者は、法第十二条第一項の規定により法第九条第一項の規定を適用しない事由が生じたときは、十四日以内に、児童扶養手当被災状況書を手当の支給機関に提出しなければならない。

(昭六〇厚令三三・追加、平一三厚労令二二〇・平一五厚労令六九・一部改正)

(一部支給停止の適用除外に関する届出)

**第三条の三** 受給資格者(母に限る。以下この条、第二十四条の四第三項、第二十四条の五及び第二十六条第二項において同じ。)は、**法第十三条の二第一項に規定する期間が満了する月(以下「五年等満了月」という。)**の翌月以降において、**令第八条各号に掲げる事由に該**

当する場合であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするときは、同項の規定の適用を受けようとする日の属する月(以下「適用除外事由発生日」という。)の末日(適用除外事由発生日が七月であるときは八月末日)までに、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書(様式第五号の三)を、次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に掲げる書類等その他当該事由が生じていることを明らかにできる書類等を添えて、これを手当の支給機関に提出しなければならない。

- 一 令第八条第一号に掲げる事由に該当する場合 次のイから八までに掲げる場合に依り、それぞれ当該イから八までに掲げる書類
    - イ **就業している場合** 雇用契約書の写し又は受給資格者が事業主であること若しくは在宅就業等を行つていることを証する書類その他の受給資格者が就業していることを明らかにできる書類(適用除外事由発生日(適用除外事由発生日が七月であり、これに基づいて当該年の八月に児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を提出する場合にあつては、七月又は八月のいずれかの時。ロ及びハにおいて同じ。)において就業していることを明らかにできる書類に限る。)
    - ロ **求職活動をしている場合** 次に掲げるいずれかの書類(適用除外事由発生日において求職活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)
      - (1) 公共職業安定所、母子家庭就業支援事業(母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十条第一項第三号に規定する母子家庭就業支援事業をいう。第二十四条の四第一項において同じ。)を実施する機関又は職業紹介事業者(職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第四条第七項に規定する職業紹介事業者をいう。第二十四条の四第一項において同じ。)において就職に関する相談等を受けたことを明らかにできる書類
      - (2) 求人者に面接したことその他の就業するための活動を行つていることを明らかにできる書類
  - 八 第二十四条の四第二項第一号に掲げる活動をしている場合 公共職業能力開発施設、専修学校等に在学していることその他の職業能力の開発及び向上を図つていることを明らかにできる書類(適用除外事由発生日において同号に掲げる活動をしていることを明らかにできる書類に限る。)
- 二 令第八条第二号に掲げる事由に該当する場合 次に掲げる書類等
  - イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ 当該障害が別表に定める傷病に係るものであるときは、エックス線直接撮影写真

三 令第八条第三号に掲げる事由に該当する場合 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれ当該イ又はロに掲げる書類等

イ 第二十四条の四第三項第一号に該当する場合 医師又は歯科医師の診断書その他の疾病、負傷又は要介護状態にあることにより受給資格者が就業することが困難であることを明らかにできる書類等

ロ 第二十四条の四第三項第二号に該当する場合 次に掲げるいずれかの書類等

(1) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の監護する児童が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該児童を介護する必要があることを明らかにできる書類

(2) 医師又は歯科医師の診断書その他の受給資格者の親族が障害の状態にあること又は疾病、負傷若しくは要介護状態にあることにより介護が必要であることを明らかにできる書類等及び受給資格者が当該親族を介護する必要があることを明らかにできる書類

2 五年等満了月の翌月において令第八条各号に掲げる事由に該当する見込みである受給資格者であつて、法第十三条の二第二項の規定の適用を受けようとするものは、前項の規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までの間に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及び同項各号に掲げる書類等を提出することができる。この場合において、同項第一号イから八までに掲げる書類は、同号イから八までの規定にかかわらず、五年等満了月の前々月の初日から五年等満了月の末日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動をしていること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

3 現に法第十三条の二第二項の規定の適用を受けている受給資格者であつて、引き続き同項の規定の適用を受けようとするものは、第一項の規定にかかわらず、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書に同項各号に掲げる書類を添えて、毎年八月一日から三十一日までの間に、これを手当の支給機関に提出しなければならない。この場合において、同項第一号イから八までに掲げる書類は、同号イから八までの規定にかかわらず、当該年の六月一日から八月三十一日までのいずれかの時において、就業していること、求職活動し

ていること又は第二十四条の四第一項第一号に掲げる活動をしていることを明らかにできるものとする。

4 前項に規定する受給資格者であつて、法第二十八条の二第一項又は第二項の規定による相談、情報の提供、助言又は支援を受けたものについては、前項中「から三十一日まで」とあり、及び「から八月三十一日まで」とあるのは、「から九月三十日まで」とする。

5 前各項の規定による児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書及びこれに添付する書類等の提出について、やむを得ない事情により期限までに提出できなかつた場合は、その事情が消滅してから速やかに提出しなければならない。

(平二〇厚労令一二・追加)